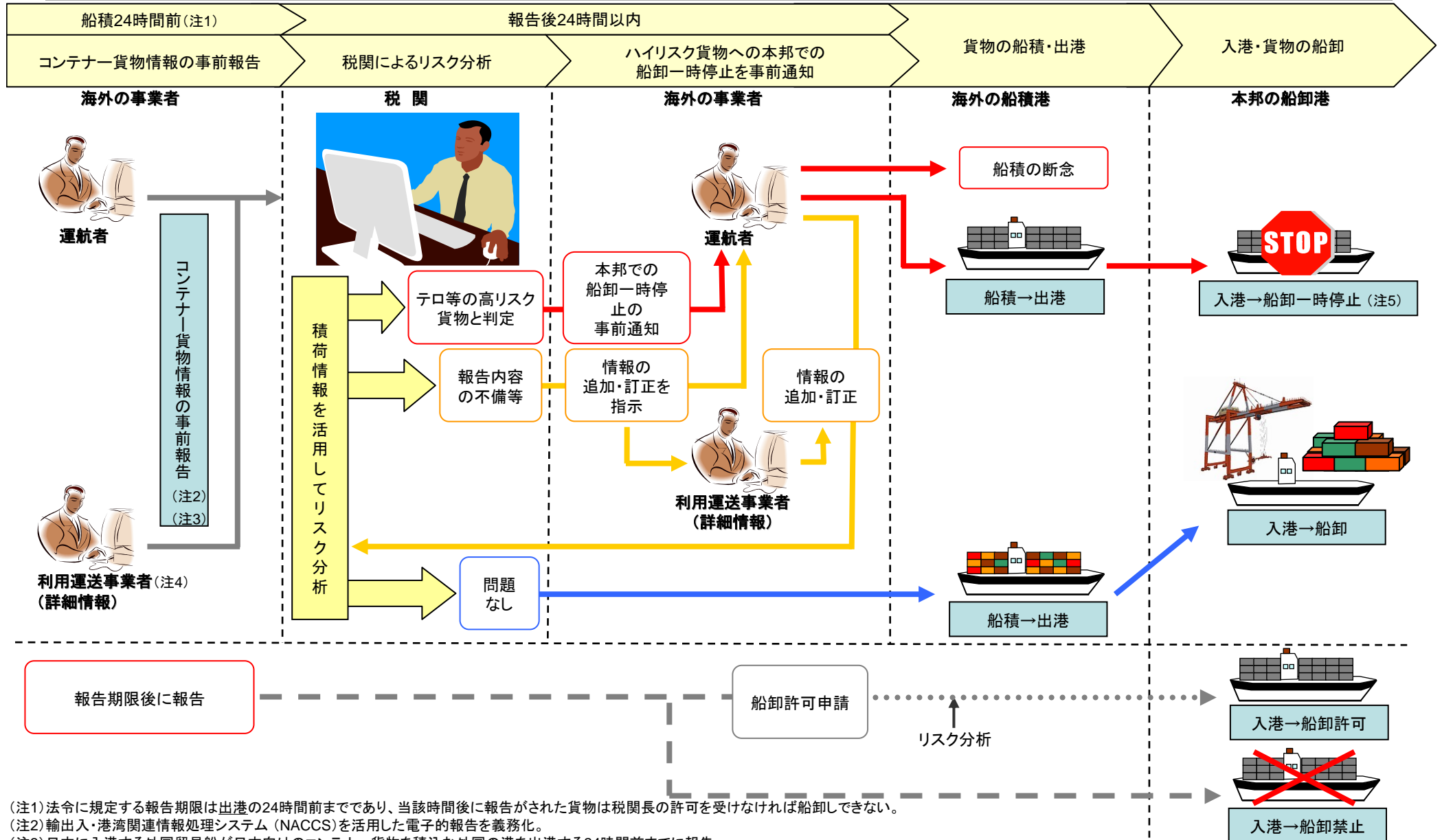


海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の 早期化、詳細化及び電子化の概念図



(注1) 法令に規定する報告期限は出港の24時間前までであり、当該時間後に報告がされた貨物は税関長の許可を受けなければ船卸できない。

(注2) 輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) を活用した電子的報告を義務化。

(注3) 日本に入港する外国貿易船が日本向けのコンテナ貨物を積込む外国の港を出港する24時間前までに報告。

(注4) 利用運送事業者(Non Vessel Operating Common Carrier(NVOCC));自らは船舶の輸送手段を保有せず、運航者(船社等)のサービス(船舶輸送)を使って貨物を輸送する事業者。

(注5) 検査体制を整備した後、厳重検査を実施。